

兵庫医療情報研究会 会則

第1条 (名称)

本研究会は「兵庫医療情報研究会」と称する。

第2条 (事務局)

本会の運営に必要な事務局を下記におく。

〒650-0017 神戸市中央区楠町 7-5-2
神戸大学医学部附属病院 医療情報部
TEL 078-382-6552

第3条 (目的)

本会は会員の医療、福祉、保健に係わる情報技術の向上と会員相互の情報交換を図り、以て医療、福祉、保健業務の円滑な運用に資することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 研究会を年2回開催する
2. 会員相互のネットワーク
3. その他必要な事業

第5条 (会員及び役員)

会員は本会の目的に賛同された者をもって構成し、代表世話人、世話人、幹事、会計監事、顧問をおく。代表世話人、世話人、幹事及び顧問は研究会の企画、運営にあたる。

第6条 (世話人、幹事会)

原則として、研究会開催日に開催する。また必要に応じて適宜開催することができる。世話人会は世話人の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。また委任状をもって出席とする。

第7条 (会費)

本会の運営のため会費を徴収する。会費は世話人、幹事会で決定する。

会費(研究会) 一般¥1,000- 企業¥3,000-
会費(情報交換会) 一般/企業共通 ¥1,000-

第8条 (会計)

本会の会計年は1月1日より12月31日までの1年とする。毎年の収支報告書は事務局で作成し、会計監事が監査して年初めの世話人会で報告する。

第9条 (会則の変更)

本会会則は、世話人、幹事会において変更することができる。

付則 本会会則は平成 11 年 6 月 16 日より発効する。
本会会則は平成 22 年 9 月 4 日より改変する。
本会会則は平成 23 年 3 月 12 日より改変する。
本会会則は平成 24 年 9 月 8 日より改変する。
本会会則は平成 25 年 4 月 20 日より改変する。
本会会則は平成 27 年 3 月 27 日より改変する。